

令和 8 年 3 月 25 日

貸館をご利用の皆様へ

草津市立障害者福祉センター
センター長 涌井 康 貴
(公 印 省 略)

貸館使用料金改定のお知らせ

いつも当センターをご利用いただき、誠に有り難うございます。
さて、このたび草津市の「公共施設の使用料や手数料などの見直し」に伴いまして、
当センターの貸館使用につきましても、料金の改正が行われることになりました。
詳細につきましては、下記のとおりになります。
ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

実 施： 令和 8 年 4 月 1 日 (水) から

改定内容：

使用料（条例第 11 条）

項目名	区分	使用料	
		新料金	現行料金
学習室 A	9 時から 12 時まで	800 円	800 円
	13 時から 17 時まで	1,100 円	1,000 円
	9 時から 17 時まで	1,900 円	1,800 円
学習室 B	9 時から 12 時まで	1,200 円	1,100 円
	13 時から 17 時まで	1,600 円	1,500 円
	9 時から 17 時まで	2,800 円	2,600 円

《使用できる者》

市内に住所を有し、かつ、市内に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 障害者
- (2) 前号の者の介護を行う者
- (3) 障害者福祉の関係者

《使用料の減免又は免除について》（条例第 11 条第 2 項施行規則第 5 条）

- 1) 市または市の執行機関が主催共催する事業 全額
- 2) 市または市の執行機関が後援する事業 3 割
- 3) 市内の社会教育関係団体及び社会福祉関係団体が主催する事業 全額
- 4) その他市長が相当な理由があると認めるとき 市長が定める額

※留意事項

- ・ 社会福祉、社会教育団体の名称を使用しているも、使用目的及び活動内容が団体本来の目的外であるとき、免除規定の適用については草津市障害福祉課と協議のうえ判断します。

《 問い合わせ先 》

草津市障害福祉課
電話：077-561-6972